

A 2 0 7 - 3 急性期看護補助体制加算（1日につき）

【注の見直し】

ロ	20対1 補助体制加算	648点
ハ	25対1 補助体制加算	520点
ニ	30対1 補助体制加算	435点
ホ	40対1 補助体制加算	350点
へ	50対1 補助体制加算	270点
ト	75対1 補助体制加算	190点
チ	100対1 補助体制加算	143点
2	(略)	

		658点
		530点
		445点
		355点
		275点
		195点
		148点
2	(略)	

注2 夜間における看護業務の補助の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該施設基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

イ 夜間25対1 急性期看護補助体制加算 35点

ロ 夜間50対1 急性期看護補助体制加算 25点

ハ 夜間100対1 急性期看護補助体制加算 15点

注2 夜間における看護業務の補助の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該施設基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

イ 夜間30対1 急性期看護補助体制加算 40点

ロ 夜間50対1 急性期看護補助体制加算 35点

ハ 夜間100対1 急性期看護補助体制加算 20点

【注の追加】

(追加)

注3 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に

A207-4 看護職員夜間配置加算  
(1日につき)

【項目の見直し】

A207-4 看護職員夜間配置加算 (1日につき)  
50点

入院している患者については、夜間看護体制加算として、10点を更に所定点数に加算する。

A207-4 看護職員夜間配置加算 (1日につき)

- 1 看護職員夜間12対1配置加算
- イ 看護職員夜間12対1配置加算1 80点
- ロ 看護職員夜間12対1配置加算2 60点
- 2 看護職員夜間16対1配置加算 40点

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、看護職員夜間配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、看護職員夜間配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該施設基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

A214 看護補助加算 (1日につき)

【注の追加】

(追加)

注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間75対